

船橋市児童相談所基本構想策定検討会について

1. 設置の経緯

船橋市は、児童福祉法第12条に基づく児童相談所の設置を目指し、令和2年度に船橋市児童相談所基本構想を策定することとしました。

策定にあたり、学識経験者や児童相談所業務等に精通する方からの意見を聴取することを目的とし、船橋市児童相談所基本構想策定検討会(以下「検討会」という。)を設置しました。

2. 検討会の位置付け

附属機関とは、学識経験者等で構成され、市の事務について必要な調停、審査、審議又は調査等を行うため、地方自治法第138条の4第3項の規定に基づき、市長その他の執行機関等に設置されたものをいいます。

検討会は、附属機関には該当しないが、その設置目的等に照らして附属機関に近い性質をもつものとして、附属機関に準じるものと位置付けています。

附属機関に準じるものとなることから、検討会委員名簿、会議資料、会議録等は原則として公開となります。

3. 検討会の目的

検討会は、船橋市が作成する基本構想の案について議論し、会の意見を取りまとめ、市長へ提出することを目的とします。

4. 会議の開催予定

第1回会議を令和2年5月に開催し、第2回は令和2年7月頃、第3回は令和2年10月頃、第4回は令和3年2月頃の開催を予定しています。

第1回会議では、基本構想の案の前半部分(13ページ 4. 基本構想まで)に対し意見等を述べ、議論していただきます。

第2回会議では、基本構想の案の後半部分について議論していただき、第3回会議では、これまでの議論を踏まえ、検討会の意見を取りまとめていただくことを予定しています。第4回会議では、策定した基本構想の報告等を行う予定です。

5. 第1回会議の取り扱いについて

第1回会議につきましては、新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、臨時的な取扱いとして、書面会議により行うことといたしました。

会議資料一式を委員へ送付し、書面により意見を提出していただきます。その後、委員全員の意見を取りまとめ、委員に送付し、委員間における意見を共有することで、会議における議論に代えることといたします。

なお、書面意見の提出をもって、検討会設置要綱第5条第2項の規定による委員の過半数が出席するものと看做し、検討会の開催といたします。

また、出席による会議を実施しないため、傍聴者の受付はしないものとします。